

筏津地区公共施設再編事業 説明会における質疑回答

	質問	回答
1	<p>図書館は改修することを前提とされていますが、躯体を含めて既存図書館を解体して、図書館を新築する提案は可能でしょうか？</p>	<p>既存の図書館の建物については、構造上の耐震性が確保されていること、躯体の強度が確認できていること、また解体・新築の場合に比べると整備費が安価であることなどから、改修による利活用を行うよう要求水準書に記載したところです。</p> <p>図書館を解体し、新築する提案については、すべての要求水準を満たし、かつサービス対価1の範囲内で整備可能であることを前提として、設計、建設及び管理・運営、またこれらに関するコスト面などにおいて、より効率的で効果的に事業が実現できることを具体的に示していただくことを条件として可能とします。</p> <p>なお、提案審査において、合理的な理由に該当しないと判断したときには、提案を認めない場合があります。</p>
2	<p>既存の大野図書館の改修要件について『なお、提案する空間を実現するために構造躯体の解体が必要な場合は、構造計算によって安全性が確保できる場合において、可能とする。』とありますが、平成31年3月公表の廿日市市筏津地区公共施設再編事業 基本計画 第4章第3節『本市における公共施設マネジメントの観点から、耐震性能が十分にある既存の図書館を活用し、新しく魅力的な施設にリニューアルすることが本事業には有効であると考えられるため、本事業においてはA案（図書館改修・増築型）を採用します。』とあるように、図書館全てを解体することは許容されないという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、図書館全てを解体し建替を許容される場合、施設整備が増加すると想定される一方で、配置計画の自由度が広がり、より効率的な施設計画及び余剰地の利活用の幅も広がると考えられます。</p> <p>図書館を改修とするのか、建替にするのか、貴市の方針をお示し頂き、どちらかでの募集要項として頂けませんでしょうか。</p>	<p>1の質問に関する回答のとおりです。</p>
3	<p>改修要件について、「躯体以外の外装、内装及び設備については、特記なき限りすべて撤去・更新すること」とありますが、必要に応じて一部改修とする提案は可能でしょうか。</p>	<p>躯体以外の部分については、現状の劣化度と今後の経年による劣化を想定して、事業期間内に大規模改修を行うことのないよう進めたいとの考えから、「特記なき限りすべて撤去・更新すること」としたものです。したがって、一部を存置させる提案は、想定していませんが、実際の状況等から一部改修が望ましいとされる場合には、その合理的理由と効果について、具体的に提案してください。</p>
4	<p>説明会においてご説明があったように、北側民有地を取得されたとのことですが、どのような利用目的があり取得されたものでしょうか。</p>	<p>隣接する民有地については、事業用地の拡大により、施設建築物の計画の自由度の向上や、不足が懸念される駐車場その他の活用資すると考えたため取得したものであり、特定用途に限定するものではありません。</p>
5	<p>市民センター及び図書館の解体・改修を詳細検討するために、別途、現地見学をさせて頂く事は可能でしょうか？</p>	<p>より良い提案をいただくために必要であれば、施設の利用状況や希望の多寡により調整できる範囲内において、再度の見学は検討します。</p> <p>希望される場合は、個別にご連絡ください。</p>